

令和5年(ワ)第1521号 地位確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 灘民主商工会

準備書面(1)

令和6年3月14日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

原告は、被告の答弁書、反訴状及び第1準備書面に対し、以下のとおり認否及び反論する。なほ、略語は訴状に代はる準備書面の例による。

第1 答弁書に対する答弁

1 「第2」、「7 解雇理由についての従前の議論及び補充的主張」について

(1) 「(1) 会計処理に関し、争いない事実」について

ア 「ア 青年部会計の処理」について

(ア)のうち、原告が乙31の予算報告書を作成して、その内容を令和3年11月12日の青年部総会で報告したことは認め、その余は否認する。訴状に代はる準備書面で主張したとおり、U氏は青年部について、「予算報告書」(甲11)の令和3年11月12日時点の「青年部運営費」256,633円を引き継ぐべきであつたのに、実際には1万数千円しか引き継いでゐない。

(イ)は認める。なほ、青年部会計について、U氏から帳簿の引継ぎは受けなかつた。

(ウ)及び(エ)は認める。

イ 「イ 成徳支部会計の処理」について

(ア)のうち原告が成徳支部の帳簿(甲14)を途中から作成するやうになつたこと、及び帳簿の記載内容は認め、その余は否認する。U氏から成徳支部について引継ぎを受けたのは令和3年11月であり、現金の引継ぎは一切受けず、青年部のものか成徳支部のものか判然としないレシート数枚が引き継がれたのみであつた。

(2) 「(2) 被告が被った損害」について

否認する。

被告は、U氏が原告に対し会計報告又は帳簿どほりの金員が引き継がれたことを前提に主張するのであらうが、訴状に代はる準備書面で主張したとほり、実際には、青年部及び成徳支部の引き継がれるべき約37万円が原告に引き継がれてゐない以上、被告には損害が一切発生してゐない。

(3) 「(3) 原告の弁解」について

ア 「ア 当初の弁解」について

否認する。原告は、使途不明金の発生を一貫して否認してゐる。

イ 「イ 労働審判及び訴状での弁解」について

労働審判の申立て時点で会計処理上のミスがあつたことを認めなかつたことは認め、その余は否認し、主張は争ふ。

原告が作成した青年部の帳簿(甲13)は、原告が令和5年4月7日執行兵庫県議会議員選挙への立候補に向けて、後任であるD氏に青年部会計を引き継ぐ必要が生じたためである。原告は、U氏が引継事務を怠つたことの二の舞とならないやう、できる限り会計を明朗にするために帳簿を作成したのであり、小切手の入金記載をしなかつたことが直ちに原告の会計処理のミスであると評価すべきではない。

なほ、第6段落(「さらに言えば、…まったくあり得ない。」)に対する原告の反論は後記第4.3で詳述する。

(4) 「4 (マ) 雇用継続は不可能であること」

争ふ。

第2 反訴状に対する答弁

1 「第1 請求の趣旨」に対する答弁

- (1) 反訴原告の請求を棄却する
- (2) 訴訟費用は反訴原告の負担とする

との判決を求める。

2 「第2 請求の原因」に対する答弁

(1) 「1 青年部会計の処理」について

(1)のうち、原告の予算報告書(甲11)を作成し、その内容を令和3年11月12日の青年部総会で報告したことは認め、その余は否認する。U氏は、令和3年7月の退職時に青年部会計を原告に引き継ぐべきであったのに、それがなされず、再三の催促の結果、ようやく同年11月に現金1万数千円と数枚の領収証(青年部のものか成徳支部のものかは判然としない)のみが引き継がれたのであり、適切な引継ぎがなされたとは到底いへない。

(2)乃至(4)は認める。

(2) 「2 成徳支部会計の処理」について

(1)のうち、原告が甲14の帳簿を作成したことは認め、その余は否認する。U氏は、青年部会計と同様、成徳支部については現金を一切引き継がないなど、適切な引継ぎをしていない。

(2)及び(3)は認める。

(3) 「3 反訴原告が被った損害」について

否認する。

被告は、U氏が原告に対し会計報告又は帳簿どほりの金員が引き継がれたことを前提に主張するものであるが、訴状に代はる準備書面で主張したとおり、実際には、青年部及び成徳支部の引き継がれるべき約37万円が原告に引き継がれていない以上、被告には損害が一切発生してない。

第3 第1準備書面に対する認否

1 「第1 欠勤、遅刻、早退を繰り返したこと」について

(1) 「1 被告における定時及び休日について」

定時、休日、夏季休暇及び土・日・祝祭日の服務については概ね認め、その余は否認する。乙12（服務規程）は労働審判手続で初めて見た書面であり、被告の事業所内で見たこともなければ、その内容について説明を受けたこともない。なほ、土・日・祝祭日の服務として、日共の党幹部が来神して街頭演説をする際、周辺の交通整理や通行人に政治活動用ビラを頒布する業務を行つたことがしばしばあり、まさに被告が日共の下部組織であることを裏付ける。

- (2) 「2 2021年の原告出勤状況」について
否認する。原告の出勤状況はタイムカード（乙15）のとほりである。
- (3) 「3 2022年の原告の出勤状況」について
否認する。原告の出勤状況はタイムカード（乙15）のとほりである。

2 「第2 タイムカードの記入漏れ及び虚偽記入を繰り返したこと」について
否認し、主張は争ふ。
確かに令和3年1月の記入漏れや、乙18乃至乙23のLINEでの連絡のとほり早退したことや休んだことはあつたが、いづれもM事務局長に相談し、了承乃至指示を得た上でタイムカードに手書きで記入したのであり、後記第4.4で詳述する。

3 「第3 コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけていたこと」について
否認する。なほ、この部分に関する原告の主張は、あくまで原告の私生活に関するものであつて、犯罪事実でもない限りおよそ解雇理由となる余地はなく、後記第4.5で詳述する。

4 「第4 被告の青年部及び成徳支部の引継ぎ関係について」について
原告が、青年部について乙31の決算報告書を作成したこと、成徳支部について乙9の収支・決算を作成したことは認め、その余は否認する。
「被告においては、青年部、各支部が本部とは独立した会計で運営されて」みた事実はなく、詳細は後記第4.1で述べる。

第4 原告の反論

- 1 青年部及び成徳支部が「独立会計」との被告の主張について

被告は、「被告においては、青年部、各支部が本部とは独立した会計で運営されて」といたと主張する。ここにいふ「独立した会計」の意味が必ずしも明らかではないが、要するに、本部（被告）は各支部の会計を与り知らないの、会計処理に関する責任はすべて原告にあると主張するやうである。

しかし、このやうな主張は単なる責任逃れの詭弁にすぎず、少なくとも、原告が担当してゐた青年部及び成徳支部は被告における一部門にすぎず、「独立した会計」ではない。

この点については、労働審判手続において労働審判委員会が被告に対し、各支部が独立会計なのであれば帳簿と現金・預貯金額との突合せを伴ふ監査がなされるのではないかと質問したのに対し、被告は、そのやうな意味での監査は行つてゐないと回答したのである。なほ、被告は、当審の第2回口頭弁論期日においても同様の回答をした。

仮に、青年部及び成徳支部が「独立会計」、すなはち被告とは別の権利能力なき社団であると主張するのであれば、その要件として①団体としての組織を備へてゐること、②多数決の原則が行はれてゐること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続してゐること、④その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定してゐること（最判昭和39年10月15日民衆18巻8号1671号）を詳細に主張すべきである。それに加へ、なぜ、青年部及び成徳支部といふ各団体の会計処理の当否が、被告従業員としての解雇理由となるのか（本来であれば、別団体での非違行為があつたとしても、それが直ちに被告の解雇理由を構成しないはずである）を主張すべきである。

被告は「引継ぎについても、同じく当部の会計担当者が前担当者から引継ぎを受けるのみで、そこに本部は関与せず、次の担当者への引継ぎの際に帳簿と領収書を受け取って現金と照合し、次の担当者が確認する仕組みで運用されていた」と主張するが、要するに本部（被告）による各支部の会計管理が単に杜撰であつたを自認してゐるにすぎず、「財産の管理」の「主要な点が確定してゐた」とは到底いへない実態を自認してゐるにすぎないのである。

以上のとおり、青年部及び成徳支部が「独立した会計」であるとの被告の主張には全く理由がない。

2 U氏から原告に対する引継ぎがなされたことの立証がなされてゐない

被告は、第2回口頭弁論期日までに、U氏が原告に対して適切な引継ぎをしたことを一切主張立証してゐない。

すなはち、訴状に代はる準備書面第7.2.(3)(8頁)で主張したとおり、本来、原告が引継ぎを受けるべきであつた金額は、青年部については「予算報告書」(甲11)の令和3年11月12日時点の「青年部運営費」の256,633円、成徳支部については「令和3年度収支・決算報告」(甲12)の令和3年8月時点の「前期繰越金」の134,481円であり、その合計は約39万円に達してゐた。

しかし、実際にU氏から引き継いだのは青年部の1万数千円にすぎず、成徳支部については一切の現金を引き継がなかつたことから、両会計について差額の37万数千円(前記約39万円から実際に引き継いだ1万数千円を控除した額)の引継ぎを受けなかつた。この金額は、被告がしきりに所在を不明にさせたと主張する、令和4年6月10日にm事務次長から手交された小切手の381,600円に匹敵する金額である。

原告の解雇理由(原告が使途不明金を出したこと)について主張立証責任を負ふのは被告であり、その前提として、原告がU氏から、甲11(青年部予算報告書)及び甲12(成徳支部収支・決算報告)のほとりの現金の引継ぎを受けたことも併せて主張立証すべきであるのに、それが一切なされてゐない以上、被告の主張する使途不明金なるものは妄想の域を出ないのである。

3 小切手を換金するまでの会計管理

(1) 主張の概要

被告は、答弁書第2.7.(3).イ(5頁)の第6段落において「さらに言えば、U氏から仮にわずかな金額しか引継ぎがなかつたとすれば、争いない事実ア(イ)、イ(ア)で述べたような令和3年~令和4年前半にかけてなされたはずのすべての支出が(原告はこの二つの会計しか担当しておらず、収入が入る会計はほかになかつたことから)原告がポケットマネーから拠出したことになるが、そのようなことを原告が行うはずはない」と主張する。

しかし、実際には、青年部及び成徳支部の会計のほか、原告が成徳支部会員から集金した会費(未払分を含む)を併せて一つのメッシュケースの中で管理し、メッシュケースの中には集金した会費など常時数万円の現金が入つてゐたから、他の会計(集金した会費)から流用しながらやり繰りをしてゐたのである。

(2) 成徳支部会員から集金した会費

すなはち、原告は、令和3年9月頃から令和4年2月頃までの間、m事務次長が作成した成徳支部の未収金リスト(約40人)をもとに、同支部の会員宅を訪問して現金で回収を行つてゐた。

そして、滞納のない会員についても、銀行引落しの手続を履んでいない会員については、会員宅を訪問して毎月の会費月 5,500 円や共済金を手渡しで受領してゐた。

このため、メッシュケースの中には少なくとも数万円の現金が常時入つてをり、10万円以上になることもしばしばであつた。

被告における会費の支払は、会員宅を訪問して現金で受領する方法が原則であつた。すなはち、原告は、被告の役員から「(会員の)顔を見て、困りごとを聴くことに意義がある」などと指導されてゐたのである。

前記指導の真意は、①そもそも被告は日共の下部組織であるから、日共に提供する裏金作りのためには現金で受領するのが最も得策であること、②会員宅を訪問する際に味口市議が同行することで、赤旗の購読や日共への入党を勧誘することができることであつた。

特に②について、日共地委には被告の会員が所属する「あいはた支部」が存在し、同支部の会議に出席した味口市議が原告に対し「いつ個別訪問に行くねん」と述べて同行を求めたこともしばしばであつた。

成徳支部の会員は約90名(乙9)であり、口座引落としの会員を除いても、原告が毎月の会費の集金し、メッシュケースで保管してゐたことから、後記(3)の支出額(合計約8万5000円)の程度であれば、集金した会費を流用して支弁することができたのである。

(3) 令和4年6月13日までの支出

令和3年11月から同日までの青年部及び成徳支部の支出は、下表のとほりである。

表1 青年部（甲13） 令和4年6月13日まで

番号	年	月日	摘要	収入金額	支払金額	出金伝票等	説明
①	令和3年	11月12日	総会・食事会・駐車場代		¥18,200		記憶が定かでないが、梅本氏から引き継がれたレシートとまとめて記帳した可能性がある
②	令和4年	4月17日	兵青協BBQ		¥22,734	乙3の1乃至乙3の4	
③	令和4年	4月20日	会員訪問（幹事）		¥1,500	乙4の1乃至乙4の2	
④	令和4年	4月20日	〃 共同経理訪問		¥4,370		
⑤	令和4年	5月14日	会員訪問		¥6,400	乙5の1乃至乙5の5	
			上記合計	¥0	¥53,204		
			うち他会計から流用した可能性のある支出	-	¥53,204		①乃至⑤の合計

表2 成徳支部（甲14） 令和4年6月13日まで

番号	年	月日	摘要	収入金額	支払金額	証拠	説明
⑥	令和3年	7月24日	総会・会費		¥9,600		〃氏から引き継がれたレシートを記帳した
⑦					¥6,300		記憶が定かでないが、〃氏から引き継がれたレシートを記帳した可能性がある
⑧	令和4年	1月21日	新年会・食事		¥20,000		
⑨	令和4年	1月27日	申告班会・はがき代		¥5,922		
⑩	令和4年	5月26日	令和4年度・支部費	¥97,600			
			上記合計	¥97,600	¥41,822		
			うち他会計から流用した可能性のある支出	-	¥32,222		⑦乃至⑨の合計

つまり、青年部については53,204円、成徳支部については少なくとも32,222円が他の会計から流用されたことになるが、この程度の金額（合計約8万5000円）であれば、前記(2)の集金した会費から流用することができたのであり、現にその可能性が高いといへる。

(4) 小括

以上のとおり、令和4年6月13日に小切手を現金化するまでに、集金した会費など他の会計から流用しながらやり繰りをしてきたのであり、U氏からの

引継ぎが1万数千円程度であつたとの原告の主張に何ら不合理な事情は存在しない。

4 第1準備書面「第1 欠勤、遅刻、早退を繰り返したこと」及び「第2 タイムカードの記入漏れ及び虚偽記入」について

(1) 前提事実

ア 服務規程（乙12）と題する文書

被告は、従前から服務規程（乙12）が存在し、原告が同規程に違反してタイムカードを打刻しなかつたと主張するが、そもそも、原告が在勤中、乙12を見たことは一度としてなく、労働審判手続で初めて見た文書である。

服務規程は、労基法上の就業規則と位置付けられる文書であらうが、そもそも被告は従業員が常時10名以上の事業所でないから就業規則を作成する義務はないし、作成してゐたのであれば備へ付け等の周知義務があるが（労基法106条、労基規則52条の2）、備へ付け等は一切されてゐなかつたのである。

したがって、乙12は原告と被告との間の労働契約を規律する効力を有しない（労契法7条）。

イ タイムカードを作成する理由

月給制の正社員たる事務局員がタイムカードを打刻する理由は、①午後6時以降も残業した場合、②休日出勤した際にそれぞれ1,000円の時間外手当を支給するための計算資料とするためであつた。すなはち、毎月のタイムカードをM事務次長が確認し、時間外手当を計算してゐた。

それゆゑ、原告は、タイムカードに手書きで時刻を記入することがあるとしても、①又は②の時間外手当を詐取するために虚偽の時刻を記載することは絶対にしてゐない。

ウ 手書きで時刻を記入した理由

原告は、入局して間もない令和3年1月頃はタイムカードを打刻し忘れることがしばしばあり、M事務局長にどうすればよいか確認したところ、手書きでよいとの回答であつたため、手書きで記入したのである。

むしろ、労働審判手続申立書第5.「3 三役会での『吊し上げ』」（5頁）のどほり、令和3年10月頃に原告を「吊し上げた」N副会長が、原告のタイムカードを確認した際、打刻してゐないのは欠勤、遅刻又は早退と決めつ

けることがあつたので、M事務局長及びm事務次長が、原告に対し、N副会長からこれ以上とやかく言はれることを快く思つてゐなかつたためか、むしろ手書きでもよいので時刻を埋めておいた方がいいと指示してゐたほどであつた。

換言すれば、被告の役員（特にN副会長）が事務局員の勤怠管理について批判する事態が起きないやう、タイムカードの時刻を手書きで埋めることによつて、役員に対して勤怠管理が適切に行はれてゐるとのパフォーマンスが行はれてゐたのである。

(2) 欠勤等が多いとの相手方の主張について

原告は、特に令和3年中は原告自身や家族の病気（乙18乃至乙24）を理由に欠勤することがあり、事務連絡のために使用してゐた被告の事務局員のLINEグループにその旨を投稿してゐた。

例へば、令和3年4月22日午前7時34分に、「おはようございます！娘がまだ学校に行けそうにないので、本日もお休みさせて下さい。本当にすみません（絵文字）」との投稿をしたことに対し、M事務局長は「お大事に」と返信し、欠勤を了承したのである（乙21）。

同年7月6日（乙22の1）、同月7日（乙22の2）及び同年9月20日（乙23）も同様に欠勤の投稿をしたのに対し、M事務局長が了承する旨の投稿をしてゐるのである。

このやうに、原告の欠勤は、被告の了承を得てなされたものであつた。

(3) 原告出勤状況一覧（乙14及び乙17）について

被告は、原告がタイムカードに出退勤時刻を手書きで記入した場合を定刻に出退勤しなかつたものとみなして乙14及び乙17の表を作成した。

しかし、被告は、服務規程（乙12）が周知され、原告に対して効力を及ぼすこと（労契法7条）について立証をしてゐないのに、効力が及ぶことを前提にタイムカードの打刻義務を定めた同規程12条1項が適用されるとする点で、明らかな論理の飛躍がある。

しかも、被告が事務局員にタイムカードを打刻させる理由は、前述のとほり、①午後6時以降の残業や②休日出勤での時間外手当の支払ひのための計算資料とするためであり、その不正さえなければ、手書きで時刻を記入することは特に問題がなかつたのである。

(4) 小括

以上のとおり、原告の欠勤等やタイムカードの手書き記入等について、解雇理由となるものではない。

- 5 「4 コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけていたこと」について

原告は、令和3年3月下旬に家族が武漢ウイルス（新型コロナウイルス）の検査で陽性となり、濃厚接触者として約6日間にわたりホテルで隔離され、同月30日に解除されて帰宅した。

原告は、長期間ホテルに缶詰めにされてみたことで、解除の時点で疲労困憊だったのであり、タクシーに乗って帰宅することがやつとの状態であった。

したがって、同月30日及び31日にスロットを打つために外出した事実はない。

乙25の1乃至乙25の2は、原告の夫が、友人であったD氏に対して、冗談のつもりで送ったLINEであり、その内容は事実に基づくものではない。

この点を措くとしても、令和3年4月7日まで自宅待機であるからといって、絶対に外出しないことなど不可能であり、仮に外出先が遊戯を目的とするものであったとしても、業務外の犯罪行為でもない限り解雇理由となる余地はない。

第5 結語

以上のとおり、被告の主張には理由がないので、本訴請求は認容され、反訴請求は棄却されなければならない。

以 上